

第2回 航路標識協力団体制度に関する検討会



令和3年9月27日
海上保安庁交通部

<委員名簿>

いしい みちひろ
石井 倫宏

千葉県銚子市観光商工課 課長

くどう ひろこ
工藤 裕子

中央大学法学部教授

てらさき たつお
寺崎 竜雄

公益財団法人日本交通公社観光地域研究部 部長

ふじおか ひろやす
藤岡 洋保

東京工業大学 名誉教授

ふどう
不動 まゆう

灯台専門フリーペーパー「灯台どうだい？」編集長

みえだ としひろ
三枝 利博

愛知県知多郡美浜町産業建設部産業課 課長

(五十音順、敬称略)

議題 航路標識協力団体制度の審査基準等の運用基準

- ・第1回検討会における論点
- ・パブリックコメント実施結果
- ・航路標識協力団体の指定に関する申請方法、運用基準等の手引（仮称）（案）
- ・第1回募集の進め方（案）
- ・新制度の周知状況

議題

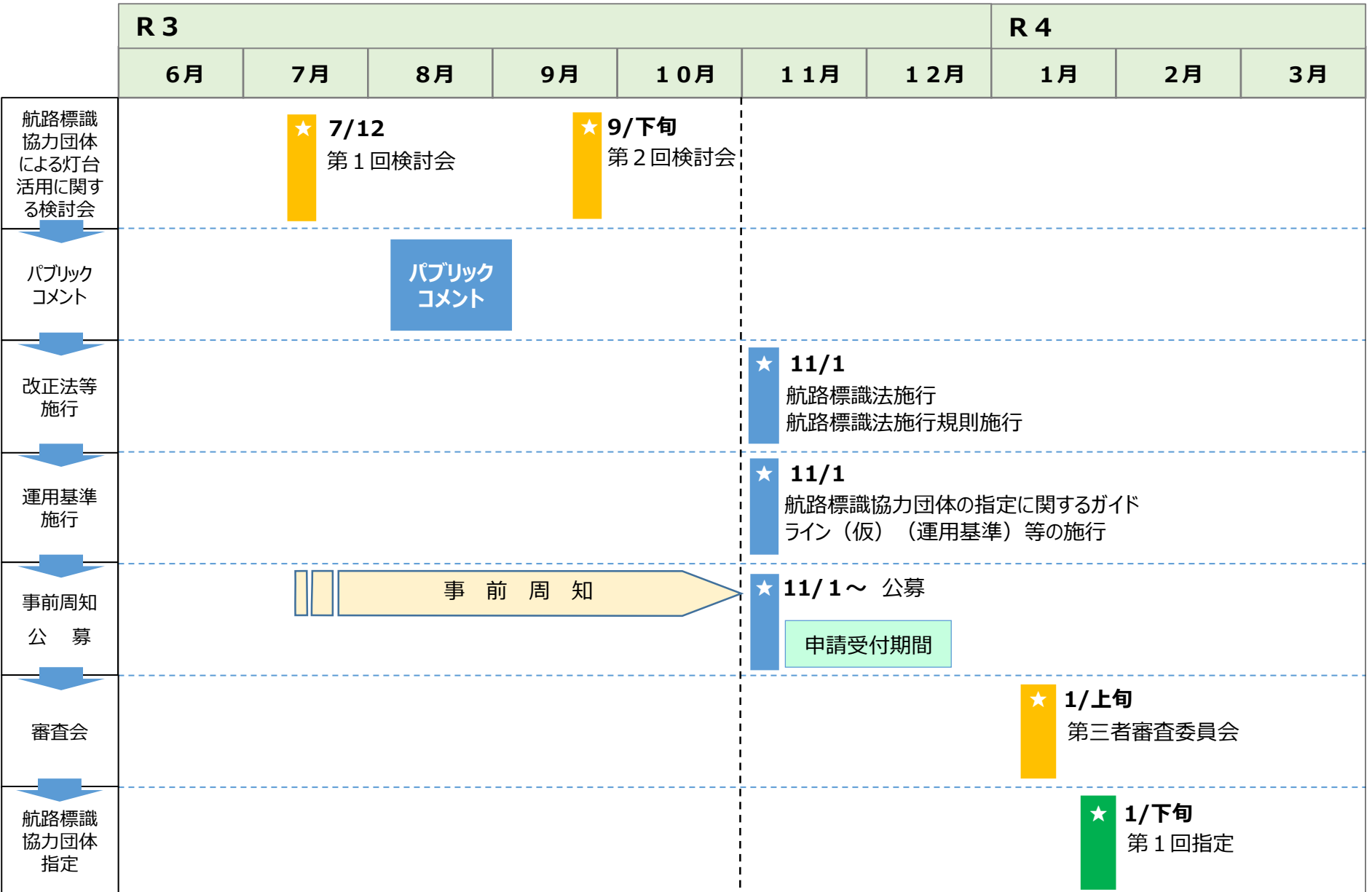
航路標識協力団体制度の審査基準等の運用基準

○第1回検討会における論点

第1回検討会における論点（令和3年7月12日開催）

第1回検討会において、いただいた意見とその対応を以下のとおり整理。

意見	対応
<p>運用基準に本制度の主旨（精神）を明確に示してほしい。 （お金儲けが主目的になってないか、またバリアフリー対策などは灯台には難しい場合がある）</p>	<p>航路標識協力団体の基本姿勢は、航路標識の維持管理等の業務を自発的に行う民間団体等であることに鑑み、これらの趣旨を確実に伝えていく。 収益は活動に要する経費を賄う範囲内で認めることとしている。バリアフリー対策については、指定の要件とはしていないため必須ではない（団体の自主的な判断による対応は可能）。</p>
<p>（文化財を保全するにあたり）保存活用計画が非常に大事である。そこに協力団体が行う工事等の内容を明文化するべきである。</p>	<p>保存活用計画策定に当たり、予め協力団体の行う工事等の内容を明文化することとしている。</p>
<p>文化財としての価値を損なうような工事は行うべきではない。</p>	<p>文化財として登録されている航路標識の工事を実施する場合、文化財保護法に基づき適切に手続きを行うこととしている。</p>
<p>観光は経済や人流に大きな影響があるので、地域の観光計画の中での位置づけを地域目線でしっかりウォッチすることが重要である。</p>	<p>審査基準において、協調性を審査することとしており、航路標識協力団体と地域の関係者（市町村等）との協調性が認められることを、この項目で確認することとしている。</p>
<p>運用基準の「協調性」は、地域の中でどうやってこの取り組みを共同で見えていくか、といった視点も盛り込めないか。</p>	<p>同上。</p>
<p>文化財の管理主体は海保とあるが、文化庁への手続きについても引き続き、海保が行うという認識で良いか。</p>	<p>文化財の管理者である海上保安庁が、文化庁に対して必要な手続きを行うこととしている。</p>



パブリックコメント実施結果

➤ 概要

航路標識法第7条から第9条までの規定により、航路標識協力団体の指定要件等が定められており、これに基づき申請方法、申請資格、審査基準、監督基準等の基準等を新たに制定する必要がある。それらは指定等の判断に必要な基準であることから、パブリックコメントを以下のとおり実施したものである。

➤ 実施期間等

意見募集期間：令和3年8月2日から同9月1日（30日間）

募集方法：パブリックコメント専用ホームページに、「航路標識協力団体に関する申請方法、運用基準等の制定案」を掲載し、意見を募集する。

➤ 実施結果

【提出があった意見：1件】

航路標識は航行の安全上はもちろん安全保障上も重要度は大きいものですから、協力団体に反日的団体とかスパイが入り込めないように指定基準はしっかり作成してください。

【対応】

航路標識法第7条第1項の規定において、業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを航路標識協力団体として指定することとしており、本趣旨に照らし、適切に審査します。

○ 申請資格

代表者	・ 代表者が定まっていること
規約	・ 事務所の所在地、構成員数の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項、その他法人等の組織及び運営に関する規約を有している又はこれに準ずるものを有していること
～ 略 ～	～ 略 ～
規律	・ 法令を遵守し、公序良俗に反する行為を行う者でないこと
禁止活動	・ 協力団体としての活動以外では協力団体としての活動を行わないと誓約すること

○ 審査基準

活動実績	継続性	・ 協力団体として活動を行う管理航路標識において、直近数年間（最大5年間）に、清掃・除草等の公的活動を実施している又は法定業務と同様の活動が認められること
	協力性	・ 海保から後援された活動、管理者等と共同で実施した活動その他海保の協力関係が認められること
	～ 略 ～	～ 略 ～
活動計画	実効性	・ 過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること
	貢献度	・ 灯台管理に対する貢献又は地域の課題解消に向けた貢献が認められること
	～ 略 ～	～ 略 ～

○ 監督基準

活動状況の確認	・ 年1回以上、活動内容について報告 ・ 活動及び適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ臨時報告
活動内容の改善	・ 必要に応じ、活動実施計画に対する指導・助言や改善命令
指定の取消	・ 詐欺や不正の手段により指定を受けた、指定要件を満たさなくなった、あるいは取り消しの申出があった場合は指定を取消す

○ その他

募集	・ ガイドラインに基づき募集要項を作成し、協力団体を公募する
指定期間	・ 概ね5年間を上限
公示等	・ 指定をしたときは公示及び通知 ・ 指定を取り消したときは公示
標準処理期間	・ 概ね3か月間

航路標識協力団体の指定に関する申請方法、 運用基準等の手引（仮称）（案）

※ 「運用基準」とは、次のとおり。

- (1) 申請資格
- (2) 審査基準
- (3) 監督基準
- (4) その他

【構成】

はじめに

第1章 航路標識協力団体の役割

- 1 航路標識協力団体とは
- 2 航路標識協力団体の活動

第2章 航路標識協力団体の募集

- 3 募集の時期
- 4 申請資格

第3章 航路標識協力団体の指定等

- 5 申請・届出の手続きの概要
- 6 指定の申請手続き
- 7 審査基準
- 8 指定
- 9 変更等の届出の手続き
- 10 活動状況の報告

第4章 改善命令、指定の取消し等

- 11 活動内容の改善
- 12 指定の取消し
- 13 情報の提供

第5章 その他

- 14 公示
- 15 航路標識の工事又は維持に関する手続き
- 16 国有財産の使用に関する手続き

- 令和3年11月、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行により、航路標識法（昭和24年法律第99号）の一部が改正され、航路標識協力団体制度が創設された。
- この制度は、自発的に航路標識の維持管理や航路標識に関する知識の普及及び啓発等を行う民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、海上保安庁と協力して活動を行う団体として法律上位置づけることにより、団体の活動を促進し、地域の実情に応じた航路標識管理体制の充実を図ることを目的としている。

この手引は、航路標識協力団体の指定を受けようとする場合の申請等の手続きや、指定された後に遵守すべき事項などを解説したものである。

1 航路標識協力団体とは

航路標識協力団体（以下「団体」という。）とは、航路標識の維持管理等の業務を自発的に行う民間団体等で、海上保安庁長官が指定した団体をいう。

団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、団体としての業務を適正かつ確実に行うことが認められる法人等を指定する。

団体の指定を受けることにより、海上保安庁と連携して業務を行う団体として、航路標識法（昭和24年法律第99号、以下「法」という。）上に位置づけられ、地域の活性化や民間団体等の活動の幅が広がるものと期待される。

なお、団体としての活動以外では、団体の名を使用した活動を行うことはできない。

2 団体の活動

(1) 団体の活動の内容は、次の①から④のうち1つ以上の活動とする。

① 航路標識に関する工事又は航路標識の維持

例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈、簡易な点検 など

② 航路標識の管理に関する情報又は資料収集及び提供

例) 灯台に関する歴史的資料の収集、保管 など

③ 航路標識の管理に関する調査研究

例) 灯台の歴史調査、構造調査 など

④ 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発

例) 灯台の一般公開、歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催 など

⑤ 上記に掲げる活動に附帯する業務

例) キャンプ場、ツアーガイド など

(2) 前(1)で例示した活動のうち、主な活動の概要、補足事項等

① 簡易な点検

灯台の簡易な点検の具体例

ア 日頃の活動で灯台を訪問した際に、灯台の敷地内の建物や施設が壊れたりしていないか目視点検し、異常があった場合には海上保安部に通報。

イ 台風通過後等に海上保安部から依頼があったときに、灯台の敷地内の建物や施設が壊れたり、設置物が飛散したりしていないか目視点検したり、機器の日光弁装置を遮光して点灯動作を確認し、その結果を海上保安部に通報。

② 灯台に関する歴史的資料の収集、保管

指定を受けようとする灯台のみならず、全国の灯台や航路標識事業に関する歴史的資料の収集、保管についても、活動の対象とする。

③ 灯台の歴史調査、構造調査

指定を受けようとする灯台のみならず、全国の灯台や航路標識事業に関する歴史調査、構造調査についても、活動の対象とする。

④ 灯台の一般公開

灯台の一般公開を行う場合の要件

- ア 怪我、事故等の防止のために保護材、案内板等を設置するなど、見学者の安全管理に必要な措置を行うこと。
- イ 一般公開実施要領等を定め、安全かつ適切に公開することができる体制が整っていること。
- ウ 当庁の事務、事業の遂行、財産の管理等に支障の生じるおそれがないこと。
- エ 特定の民間団体等の営利活動を目的とするものでないこと。
- オ 上記のほか、公共性、公益性を損なうおそれがないこと。

⑤ 灯台の歴史的資料の展示

指定を受けようとする灯台のみならず、全国の灯台や航路標識事業に関する歴史的資料の展示についても、活動の対象とする。

⑥ 夜間活動、ワークショップの開催

夜間活動、ワークショップを行う場合の要件は、前④に準じる。

⑦ 附帯業務としての収益活動

附帯業務として行う収益活動は、本来の活動目的達成のために実施するものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で行うことができる。

(注) 草刈、清掃等の維持活動については、指定を要せず従来どおり行うこともできる。

第2章 航路標識協力団体の募集

3 募集の時期

毎年、募集要項を作成し、募集期間等を定めて公募を行う。
海上保安庁ホームページ等に掲載する。

4 申請資格

団体の指定の申請を行うことができる者は、法令により設立された法人又は法人に準ずる団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め、概ね5年を経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど、著しく不誠実な行為を行っていると思われられないこと。
- ⑩ 航路標識協力団体の指定を受けた場合に、航路標識協力団体としての活動以外では、航路標識協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

第3章 航路標識協力団体の指定等

5 申請・届出の手続きの概要

(1) 申請・届出一覧

区分	条項	申請書様式	提出時期
指定の申請	法第7条 第1項	【第1号様式】 航路標識協力団体指定 申請書	新規：募集期間 継続：指定満了日の前年の 募集期間
名称、住所又は所在地の 変更の届出	法第7条 第3項	【第2号様式】 名称等変更届出書	変更前
活動実施計画の変更の 届出		【第3号様式】 航路標識協力団体の指定に関する 届出書	変更前
代表者、規約等の変更の 届出			変更後遅滞なく
団体の解散の届出			解散前
指定の取消の届出			取消予定日の1か月前まで
活動状況の報告	法第9条 第1項	【第4号様式】 年次活動実績報告書	前年度分を毎年6月末まで

(次頁に続く)

5 申請・届出の手続きの概要

(2) 留意事項

- ① 申請書・届出書の様式は、海上保安庁ホームページからダウンロードする。
- ② 申請書（届出書）及び添付書類は、団体の指定を受けようとする航路標識を管理している海上保安部（以下「担当海上保安部」という。）に1部を提出する。
- ③ 団体が、指定期間中に、新たに灯台の一般公開又は収益活動を開始しようとする場合には、活動実施計画の変更の届出ではなく、改めて指定の申請を行うこと。

(3) 標準処理期間

指定の申請（新規及び継続）の標準処理期間は、概ね3カ月程度とする。標準処理期間は、適正な申請に対して、指定するまでに通常要する期間であり、申請書及び添付書類の不備に伴う修正に要する日数は含まれない。

6 指定の申請手続き

(1) 申請要領

- ① 申請に関する問い合わせ先は、管区海上保安本部又は担当海上保安部とする。
- ② 申請書の様式は、別添第1号様式とする。
- ③ 添付書類は、次表のとおり。

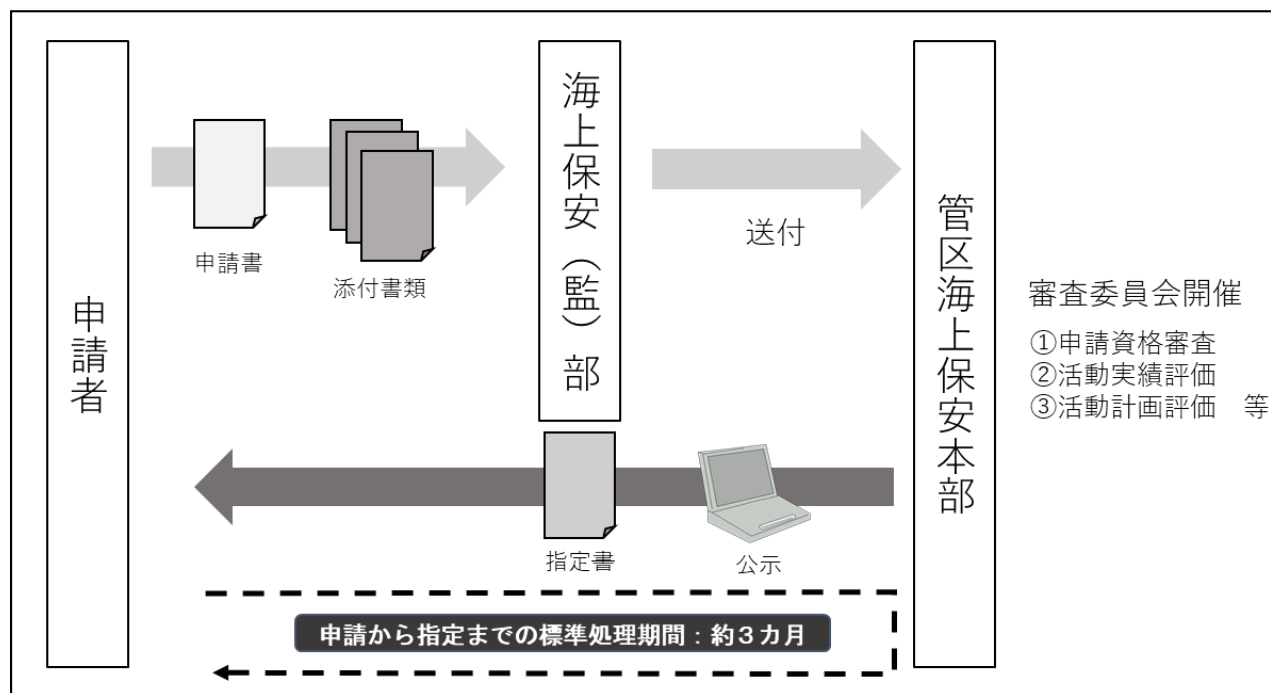
添付書類
法人等の規約等並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
法人等の監査報告書又は収支計算書
法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
上記4申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
上記4申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約する書類
活動実績報告書（最大5年間）
活動実施計画書（おおむね5年間）
灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
その他、海上保安庁が必要と認める書類

(次頁に続く)

第3章 航路標識協力団体の指定等

- ④ 申請書及び添付書類は、募集期間内に担当海上保安部に提出すること。
- ⑤ 複数の航路標識の申請を行う場合には、複数の航路標識の内容を一括又は共通して申請書類を作成できる。詳しくは、管区海上保安本部又は担当海上保安部に問い合わせること。
- ⑥ 提出された申請書類は、記載内容の不備等を確認した後に受理する。

航路標識協力団体の指定までの流れ



7 審査基準

(1) 活動実績に関する審査では、次に掲げる事項について確認する。

① 継続性	直近数年間（最大5年間）にわたり、航路標識の管理に資する活動として次に掲げる公的活動を行っていること。 <ul style="list-style-type: none">・ 航路標識の管理に資する清掃・除草等の公的活動であること。・ 上記以外であって、航路標識の管理に資すると認められる活動であること。
② 協力性	前号の公的活動が、海上保安庁から後援された活動、海上保安庁と共同で実施した活動その他の海上保安庁との協力関係が認められる活動であること。
③ 活動姿勢	直近数年間（最大5年間）において、航路標識の管理若しくは他の民間団体等の航路標識の管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
④ 公益性	収益活動の内容が、本来の活動目的達成のために実施しているもので、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施していることが認められること。

(2) 活動実施計画に関する審査では、次に掲げる事項について確認する。

① 実効性	過去の活動実績、実施体制等を踏まえ、今後の活動実施計画の実効性が認められること。
② 貢献度	航路標識の管理に対する貢献が認められること。
③ 協調性	活動に当たって地域の関係者（住民、市町村、他の民間団体等をいう。）との協調性が認められること。
④ 公益性	収益活動の内容が、本来の活動目的達成のために実施しているもので、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する見込みであることが認められること。

8 指 定

(1) 指定証の交付等

申請資格の確認を行い、活動実績、活動計画等について、提出のあった書類により審査した結果、上記2に掲げる活動を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、別添第5号様式の航路標識協力団体指定証を交付する。

なお、指定しない場合は、その理由等を付して書面にて通知する。

(2) 留意事項

- ① 申請書類の審査等に当たり、必要に応じ、ヒアリングを実施する。
- ② 航路標識協力団体の指定期間は、おおむね5年を上限とする。
- ③ 航路標識協力団体の指定は指定期間の満了により効力を失う。
継続指定を希望する場合は再度申請を行うこと。
- ④ 指定証は、指定内容等の重要な情報を記載した書類であるので、大切に保管すること。

9 変更等の届出の手続き

次の変更等を行おうとするときは、所定の時期までに届出すること。

ア 航路標識協力団体の名称、住所又は所在地の変更

航路標識協力団体の名称、住所又は所在地を変更する場合には、あらかじめ届出。

例 1) 組織の統廃合により団体名称を変更する場合

例 2) 団体の事務所を移転する場合

イ 活動実施計画の変更

活動実施計画の内容を変更する場合には、あらかじめ届出。

ただし、次の例に掲げる軽微な変更については、届出不要。

例 1) 活動時期、予定回数、人数等の変更

例 2) 指定を受けている活動の範囲内での活動の追加等

なお、新たに灯台の一般公開又は収益活動を開始しようとする場合には、改めて指定の申請を行う必要あり。

ウ 航路標識協力団体の代表者、規約等の変更

航路標識協力団体の代表者、規約等を変更した場合には、遅滞なく届出。

エ 航路標識協力団体の解散

航路標識協力団体を解散する場合には、あらかじめ届出。

オ 指定の取消

航路標識協力団体の指定の取消しを希望する場合には、取消予定日の1か月前までに届出。

10 活動状況の報告

(1) 報告要領

① 前年度の活動状況を毎年6月末までに報告すること。また、担当海上保安部から臨時で求めがあった場合には、その都度報告する。

② 報告様式は、別添第4号様式とする。

③ 事項別の添付書類は、右表のとおり。

④ 報告書及び添付書類を担当の海上保安部等へ提出すること。

⑤ 報告書は、記載内容の不備等を確認後受理する。

事 項	添付書類
前年度の活動状況の報告	活動実績報告書
臨時の活動状況の報告	活動実績報告書 その他海上保安庁が必要と認める書類

(2) 記入要領

① 指定年月日、指定番号等は、交付された指定証を参照すること。

② 報告事項は、報告する事項に応じ、該当する□にレ点を記入し、その他を選択する場合は、括弧内に簡潔に報告事項を記入する。

③ 報告内容は、別紙による場合、「別紙〇〇報告書のとおり」と記入する。

11 活動内容の改善

次のいずれかの要件に合致する場合又はそのおそれがある場合には、団体に対して、活動内容を改善すべきことを命じ、又は指導若しくは助言を行う場合がある。

- ① 指定後、上記2に掲げる活動を適正かつ確実に実施していない場合。
- ② 指定後、上記4に掲げる要件に適合しなくなった場合。

12 指定の取消し

(1) 取消しの要件

次のいずれかの要件に合致する場合には、指定を取り消す場合がある。

- ① 団体が、詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ② 団体が、上記2のいずれかの要件を満たさなくなった場合。
- ③ 虚偽の報告又は上記11の命令に違反した場合。
- ④ 上記9の届出により取消しの希望があった場合。

(2) 取消しの通知等

指定を取り消した場合には、書面により通知し、直ちに指定証を返却する。

13 情報の提供

団体の活動の実施にあたり、海上保安庁から必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行う場合がある。

14 公示

団体を指定したとき、団体の名称、住所又は所在地を変更したとき、又は団体の指定を取消したときには、海上保安庁のホームページに団体の名称、住所及び事務所の所在地を掲載する。

15 航路標識の工事又は維持に関する手続き

航路標識に関する工事又は維持（清掃、草刈等の小規模なものを除く。）を行う場合には、所要の手続きが必要となるので、事前に担当海上保安部に相談すること。

16 国有財産の使用に関する手続き

団体が活動を行うために、灯台に付属する建物を使用する場合、敷地内に建築物等の設置を行う場合等には、国有財産の使用に係る所要の手続きが必要となるので、事前に担当海上保安部に相談すること。

第1号様式

航路標識協力団体指定申請書（新規・継続）

年 月 日

（海上保安部長経由）
第 管区海上保安本部長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法
第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
- 2 指定を希望する期間 指定の日から 年 月 日まで
- 3 現在の指定状況（継続して指定の申請を行う場合に限り）
 - (1) 指定番号（指定年月日） 第 号（ 年 月 日）
 - (2) 指 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構
成員の数が記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等（課税対
象団体である場合に限り。）
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実績報告書
- 6 活動実施計画書
- 7 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
- 8 その他、海上保安庁が必要と認める書類

（注意） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第5号様式

指 定 番 号

航路標識協力団体指定証

航 路 標 識 の 名 称	
指 定 期 間	
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名	
航路標識協力団体の業務	

航路標識法第7条第1項の規定に基づき、航路標識協力団体に指定する。

年 月 日

第 管区海上保安本部長 印

（注意） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第1回募集の進め方(案)

1 募集期間

令和3年1月1日（月） から 令和3年12月24日（金） まで

2 提出先

申請書類は、申請に係る灯台等を管理している海上保安部に持参又は郵送により提出（電子データによる申請も可能）。

なお、複数の灯台等に係る申請を一括して行う場合の提出方法等については、個別に相談。

3 審査

提出された書類等により、申請資格の確認を行うとともに、活動実績及び活動実施計画の内容が適正であること等について審査を実施。なお、審査に当たっては、必要に応じ、申請を行った法人等からのヒアリングを適宜実施。

審査に当たっては、本庁に設置する審査委員会において審議し、公平性・中立性を確保（別紙）。

4 結果の通知（1月末頃）

航路標識協力団体として指定する法人等に対して、航路標識協力団指定証を交付。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示。

航路標識協力団体として指定しなかった法人等に対して、その理由を付して書面にて通知。

概要

航路標識協力団体の指定等に当たっては、申請書類の内容から、申請資格に適合していることを確認するとともに、活動計画や収益活動の内容が基準を満たしていることを厳格に審査する必要がある。このため、公平・中立な立場にある有識者による審査委員会を設置し、団体指定の妥当性等について客観的に評価する必要がある。

「航路標識協力団体の指定等に係る審査委員会」（仮）を開催し、協力団体指定の妥当性を評価する。

【審査委員会の構成】

- ・公平・中立な立場にある学識経験者等を委嘱
- ・委員：5名程度

「航路標識協力団体の指定」

(1) 申請資格

(2) 審査基準

活動実績

- ・継続性
- ・協力性
- ・活動姿勢
- ・公共性

活動計画

- ・実効性
- ・貢献度
- ・協調性
- ・公共性

審査委員会において審議

今後の予定等

- 令和4年1月上旬を目途に審査委員会を開催
- 管区本部長は、審査委員会の評価結果を踏まえ、航路標識協力団体を指定
- 令和4年度以降、原則として毎年1回、本審査委員会を開催

新制度の周知状況

1 目的 新制度施行（令和3年11月）後、より多くの関係団体等から航路標識協力団体の指定の申請がなされるように、事前に新制度の周知活動を実施。

2 周知方法及び内容

(1) 新制度に関する広報活動

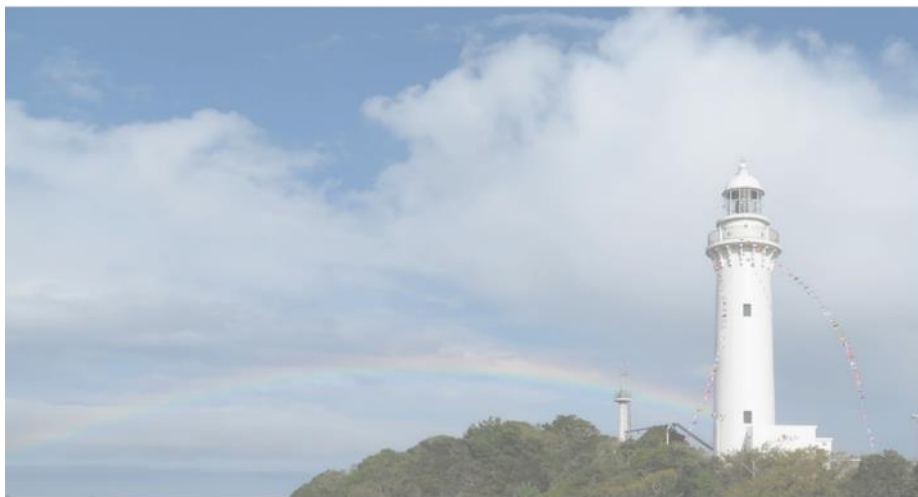
法改正等の広報にあわせ、航路標識協力団体制度の概要を広く一般に周知。

(2) 既存の団体等に対する個別周知活動

航路標識協力団体の申請の可能性のある団体等に対し、リーフレット配布するなどして、航路標識協力団体制度の紹介、航路標識協力団体が行う活動の内容等について周知。

航路標識協力団体制度

令和3年11月に航路標識法が改正され、「航路標識協力団体制度」が創設されました。海上保安庁では、自発的に航路標識の維持、航路標識に関する知識の普及・啓発等の活動に取り組む民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、その活動を支援します。



航路標識協力団体制度について

航路標識協力団体制度とは、自発的に航路標識の維持管理や航路標識に関する知識の普及及び啓発等を行う民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、海上保安庁と協力して活動を行う団体として法律上位置づけることにより、団体の活動を促進し、地域の実情に応じた航路標識管理体制の充実を図ることを目的とするものです。



航路標識協力団体の指定は、要件を満たす民間団体等を広く募集し、航路標識協力団体としての業務を適正かつ確実にを行うことが認められる法人等に対して行います。

なお、航路標識協力団体としての活動以外では、航路標識協力団体と称して活動を行うことはできません。

航路標識協力団体として活動するメリット

社会的信用度の向上

国指定の団体として、活動することができます

工事等の申請 手続きの簡略化

航路標識に関する工事等の申請手続きが簡略化されます



活動の実施に関し 必要な情報の入手

海上保安庁から、情報の提供や支援が受けられます

収益活動が可能

団体の活動に付随する活動として、収益活動を行うことができます。

募 集

毎年、「募集要項」を作成し、募集期間等を定めて公募します。

海上保安庁ホームページ等に掲載しますので、募集の時期等を確認してください。

なお、航路標識協力団体として指定を受けるには、申請資格や審査基準等に適合していることが必要となります。詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関する申請方法、運用基準等の手引」や「募集要項」をご確認いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部や海上保安部等にお問い合わせください。



<詳しくはこちら>

～海上保安庁HP URL～

活動

航路標識協力団体の活動は、次の4つがあります。

活動 1 航路標識に関する工事又は航路標識の維持
例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈り、簡易な点検 など



環境美化活動 草刈り 簡易な点検

活動 2 航路標識の管理に関する情報又は資料収集及び提供
例) 灯台に関する歴史資料の収集、保管 など



灯台の歴史に関する情報の収集活動

活動 3 航路標識の管理に関する調査研究
例) 灯台の歴史調査、構造調査 など



灯台の歴史調査

活動 4 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発
例) 灯台の一般公開、歴史資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催 など



灯台の一般公開 灯台及びその周辺のライトアップ

※上記活動1~4の活動に付随する活動
例) キャンプ場、ツアーガイドなど



灯台敷地内でのワークショップの開催 夜間活動

※上記活動1~4の活動に付随する活動
例) キャンプ場、ツアーガイドなど



キャンプ場の開設 灯台ツアー

Q & A

- Q** 誰でも、航路標識協力団体になれるのですか。
A 航路標識協力団体の指定を受けるには、一定の申請資格を有し、過去の活動実績や今後の活動計画が適正であること等の条件を満たす必要があります。詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関する申請方法、運用基準等の手引」や「募集要項」をご確認いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部、海上保安部等にお問い合わせください。
- Q** 航路標識協力団体は、どの灯台でも指定を受けることができますか。
A 航路標識協力団体は、活動される航路標識ごとに指定します。
- Q** 海上保安庁が航路標識協力団体に対して提供する情報とは、どのようなものですか。
A 具体例としては、航路標識の工事等に必要航路標識の構造や設計の図面などの情報、他の航路標識協力団体の優良活動に関する情報などがあります。
- Q** 航路標識協力団体の行う収益活動には、どのようなものがあるのですか。
A 航路標識の周知啓発活動等に付随する活動として、飲物の販売や入場料等を徴収する場合などが想定されます。この場合、徴収する趣旨、徴収した料金を活動の原資にどう充てるか、収益の有無やその規模などを審査し、収益と活動内容が見合ったものとなっていると判断できる場合は、認めることとしています。
- Q** これまで草刈りや清掃などのボランティア活動を行っていたのですが、指定を受けないと活動できなくなるのですか。
A 草刈りや清掃活動等の小規模な作業については、指定を受けなくても、これまでどおり活動することができます。なお、指定を受けた場合には、海上保安庁から情報の提供や助言等の支援を受けることができますので、より一層、円滑に活動を実施できるものと期待されます。



お問合せ

※本制度に関するご質問やお問い合わせは、下記の管区海上保安本部交通部企画課までご連絡ください。
(※第十一管区海上保安本部は「交通企画課」)

管区本部名	電話番号	管区本部名	電話番号
第一管区海上保安本部	0134-27-0118	第七管区海上保安本部	093-321-2931
第二管区海上保安本部	022-363-0111	第八管区海上保安本部	0773-76-4100
第三管区海上保安本部	045-211-1118	第九管区海上保安本部	025-285-0118
第四管区海上保安本部	052-661-1611	第十管区海上保安本部	099-250-9800
第五管区海上保安本部	078-391-6551	第十一管区海上保安本部	098-867-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111		

既存の団体等（29団体）の概要

法人格：

- ・法人格有り 10団体（公益法人1、一般社団法人・一般財団法人4、NPO法人3、自治体1、その他1）
- ・法人格無し 19団体（任意団体14、自治会・町内会3、その他2）

規約等： 有り20団体 無し8団体 調査中1団体

活動年数： 5年以上 28団体 5年未満 1団体

構成員： 5名以上 28団体 5名未満 1団体

活動内容：航路標識の管理に関する工事又は航路標識の維持（①号）

・灯台敷地の清掃、草刈、植栽 17団体

航路標識の管理に関する情報又は資料収集及び提供（②号）

・灯台に関する案内板の設置、歴史的資料の収集、保管、貸出 . . 6団体

航路標識の管理に関する調査研究（③号）

・灯台の歴史的調査、構造調査等 6団体

航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発（④号）

・灯台の一般公開、歴史的資料展示、ツアーガイドなど 19団体

その他（灯台の夜間ライトアップ、ラッピングなど）

※ダブルカウント有り